

平成25年度

京都府公立高等学校入学者選抜要項

平成25年度京都府公立高等学校入学者選抜要項を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

平成24年 8月31日

京都府教育委員会
教育長 田 原 博 明

1 平成25年度京都府公立高等学校入学者選抜要項において定めた事項

- (1) 志願者の資格
- (2) 高等学校入学者の募集
- (3) 通学区域
- (4) 出願の要領（全日制・定時制共通）
- (5) 学力検査等
- (6) 入学者の選抜
- (7) 総合選抜制における合格者及び入学校の決定について
- (8) 合格者の発表（全日制・定時制共通）
- (9) 学力検査（追検査を含む。）得点の開示について（全日制・定時制共通）
- (10) 保護者届及び住所等に関する届並びに通学区域外就学許可申請等を必要とする者の手続について（特別事情具申）（全日制）
- (11) 特別活動及び部活動に関連する入学校の希望について（普通科第Ⅰ類）
- (12) 推薦入学について（全日制・定時制共通）
- (13) 特色選抜について
- (14) 海外勤務者帰国子女特別入学者選抜について
- (15) 中国帰国孤児子女特別入学者選抜について
- (16) 成人特別入学者選抜について
- (17) 長期欠席者特別入学者選抜について
- (18) 第2次選抜について
- (19) 第2次募集について（全日制・定時制共通）
- (20) 合格者発表後の処理について
- (21) 適性検査について
- (22) 通信制の課程

2 縦覧場所等

京都府教育庁指導部高校教育課において縦覧に供するほか、京都府教育委員会のホームページ（<http://www.kyoto-be.ne.jp/>）上に掲示する。

3 縦覧期間

平成24年 8月31日から平成25年 3月31日まで

平成25年度京都府公立高等学校入学者選抜要項を次のとおり定める。

平成24年 8 月 31 日

京都府教育委員会
教育長 田 原 博 明

平成25年度京都府公立高等学校入学者選抜要項

目 次

平成25年度京都府公立高等学校入学者選抜要項

1	志願者の資格	1
2	高等学校入学者の募集	1
3	通学区域	2
4	出願の要領（全日制・定時制共通）	2
5	学力検査等	7
6	入学者の選抜	8
7	総合選抜制における合格者及び入学校の決定について	8
8	合格者の発表（全日制・定時制共通）	9
9	学力検査（追検査を含む。）得点の開示について（全日制・定時制共通）	9
10	保護者届及び住所等に関する届並びに通学区域外就学許可申請等を必要とする者の 手続について（特別事情具申）（全日制）	10
11	特別活動及び部活動に関連する入学校の希望について（普通科第Ⅰ類）	11
12	推薦入学について（全日制・定時制共通）	13
13	特色選抜について	15
14	海外勤務者帰国子女特別入学者選抜について	17
15	中国帰国孤児子女特別入学者選抜について	18
16	成人特別入学者選抜について	20
17	長期欠席者特別入学者選抜について	21
18	第2次選抜について	23
19	第2次募集について（全日制・定時制共通）	23
20	合格者発表後の処理について	24
21	適性検査について	25
22	通信制の課程	25

○別 表

1	停留所・駅のコード番号及び停留所・駅名一覧表	26
2	平成25年度京都府公立高等学校第1学年の生徒募集をする高等学校名、学科名、 類・類型名、系統等名	44
3	総合選抜を行う普通科第Ⅰ類を第1志望とする者の願書提出先高等学校	46
4	全日制普通科（第Ⅲ類、総合選抜制及び単位制の課程による普通科を除く。）の 通学圏の区域	47
5	平成25年度推薦入学を実施する高等学校名、学科名、類・類型名、系統等名	48
6	平成25年度特色選抜を実施する高等学校名、学科名	50
○	諸様式	51

平成25年度における京都府公立高等学校（以下「高等学校」という。）の入学者の選抜は、高等学校に入学を志願する者（以下「志願者」という。）に対し、この要項の定めるところにより行うものとする。

1 志願者の資格

志願者の資格は、次の(1)、(2)及び(3)のいずれかであって、(4)又は(5)に該当する者であることとする。さらに、普通科第Ⅲ類、介護福祉科、スポーツ健康科学科、音楽科、美術工芸科、国際コミュニケーション科、京都こすもす科、京都国際科、探究学科群、エンタープライジング科、自然科学科、サイエンスリサーチ科、数理科学科、理数探究科、文理総合科、教養科学科、文理科学科、人間科学科、教育みらい科及びシステム工学科（キャリア実践コース）にあつては、(6)にも該当する者であることとする。

- (1) 平成25年3月に中学校若しくはこれに準じる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）をする見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる次のいずれかに該当する者
 - ア 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者（平成25年3月に修了する見込みの者を含む。）
 - イ 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者（平成25年3月に修了する見込みの者を含む。）
 - ウ 文部科学大臣の指定した者
 - エ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - オ その他高等学校長が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (4) 全日制の課程（以下「全日制」という。）にあつては、次のいずれかに該当する者
 - ア 保護者（親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準じる者として京都府教育委員会教育長（以下「府教育長」という。）又は京都市教育委員会教育長（以下「市教育長」という。）が定める者をいう。志願者が成年の場合には、本人。以下同じ。）の住所（生活の本拠とするところをいう。）が京都府の区域内（以下「府内」という。）にある者
 - イ 保護者が住所を入学日までに、他の都道府県又は外国から府内に変更する者
 - ウ ア及びイ以外の者で、10(4)により府教育長又は市教育長の許可を受けたもの
- (5) 定時制の課程（以下「定時制」という。）及び通信制の課程にあつては、次のいずれかに該当する者
 - ア 保護者の住所又は志願者の住所若しくは勤務先が府内にある者
 - イ 保護者の住所又は志願者の住所若しくは勤務先を、入学日までに他の都道府県又は外国から府内に変更する者
 - ウ ア及びイ以外の者で志願先高等学校長がやむを得ない事情があると認めたもの
- (6) 21により実施する適性検査に合格した者

2 高等学校入学者の募集

- (1) 別表2に掲げる高等学校において高等学校第1学年の生徒募集をする。

なお、京都府立高等学校に設置される学科及び類・類型等は、京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則（昭和39年京都府教育委員会規則第3号）及び各府立高等学校の学則に規定するところによる。また、京都市立高等学校に設置される学科及び類・類型は、京都市立高等学校の管理運営に関する規則（平成20年京都市教育委員会規則第9号）に規定するところによる。

- (2) 高等学校第1学年生徒募集定員は、別に公示する。
- (3) 入学者の募集は、この要項により高等学校長が行う。

3 通学区域

通学区域は、京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号。以下「府通学区域規則」という。）及び京都市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年京都市教育委員会規則第2号。以下「市通学区域規則」という。）の定めるところによる。

4 出願の要領（全日制・定時制共通）

(1) 願書受付期間

ア 全日制及び定時制（昼間）

平成25年2月25日（月）午前9時から午後4時まで

26日（火） //

27日（水）午前9時から正午まで

イ 定時制（夜間）

平成25年2月25日（月）午後1時30分から午後7時30分まで

26日（火） //

27日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

やむを得ない理由により郵送により出願する場合は、平成25年2月21日（木）から2月25日（月）までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 提出書類

書 類 名	提出部数	作成者
入学願書（様式Aの1のア）	1通	志 願 者
入学願書（様式Aの1のイ）	1通	志 願 者
学力検査受検願（様式Aの2）、写真票（様式Aの3）	1通	志 願 者
入学願書の提出について（様式B）	1通	中学校長
報告書（様式Cの1）	1通	中学校長
報告書【運動実績の記録】（様式Cの2）	1通	中学校長
京都府公立高等学校入学志願者資格認定申請書（様式D）	1通	志 願 者
学力検査受検に関する特別措置願（様式F）	2通	中学校長
特別活動及び部活動に関連する入学希望書（様式希-1の1） （以下「入学希望書」という。）	1通	志 願 者
特別活動及び部活動に関連する実績報告書（様式希-1の2） （以下「実績報告書」という。）	1通	中学校長
特別活動及び部活動に関連する入学希望者名簿（様式希-2） （以下「入学希望者名簿」という。）	2通	中学校長
確約書（様式G）	1通	志 願 者

備考1 10に規定する届出又は許可申請手続を行い、受理書又は許可書の交付を受けた者は、それを入学願書に添付すること。

2 入学願書（様式Aの1のア）は、全日制普通科以外の学科を第1志望とする場合、又は保護者の住所が京都市北若しくは京都市南通学圏にあり、全日制普通科を第1志望とする場合、又は保護者の住所が口丹、中丹若しくは丹後通学圏にあり、普通科総合選択制若しくは単位制による課程の全日制普通科を第1志望とする場合に提出すること。

3 入学願書（様式Aの1のイ）は、保護者の住所が山城通学圏にあり、全日制普通科を第1志望とする場合、又は保護者の住所が口丹、中丹若しくは丹後通学圏にあり、全日制普通科（普通科総合選択制及び単位制による課程の普通科を除く。）を第1志望とする場合に提出すること。

4 報告書【運動実績の記録】（様式Cの2）は、普通科第Ⅲ類体育系及びスポーツ健康科学科の志願者のみ提出すること。

5 入学願書（様式Aの1のア）の「上記高等学校以外入学を志願しません。」欄に○印を記入した者は、確約書（様式G）を入学願書に添付すること。

(3) 書類は、第1志望又は第1志望第1順位として志願する高等学校の校長に提出する。ただし、総合選抜を行う京都市北通学圏及び京都市南通学圏の普通科第I類を第1志望とする場合は、別表3に掲げる高等学校の校長に提出すること。

なお、各通学圏の区域及び就学できる高等学校は別表4のとおりである。

(4) 志願者の手続

ア 志願者は、入学願書、学力検査受検願、受検票及び写真票に所要事項を記入し、必要箇所に保護者が署名又は記名押印の上、在学又は出身の中学校長（以下「中学校長」という。）を経由して、(3)に規定する高等学校長に提出すること。

なお、志願者は、学力検査手数料（全日制2,200円、定時制900円）を次の(ア)又は(イ)のいずれかにより納入し、その証紙又は領収書を学力検査受検願の所定欄に貼り付けること。ただし、京都市立高等学校に郵送により出願する場合は、郵便定額小為替を同封するものとする。

(ア) 京都府立高等学校において受検する者は、京都府収入証紙により納入する。

(イ) 京都市立高等学校において受検する者は、現金により納入する。

イ 1(3)オの該当者は、京都府公立高等学校入学志願者資格認定申請書（様式D）を平成25年1月28日（月）までに(3)に規定する高等学校長に提出して認定を受けること。

ウ 特別の事情により(3)に規定する高等学校で学力検査を受けることが困難な者は、平成25年1月18日（金）までに中学校長にその旨を申し出て手続を依頼し、最寄りの高等学校で受検することができる。

エ 志願者のうち、出身中学校の廃止又は被災等の事情によって中学校長を経由できない者は、志願者で提出できる書類を、平成25年1月28日（月）までに(3)に規定する高等学校長に提出し、その指示を受けること。

オ 出願に当たって、10に規定する府教育長若しくは市教育長又は高等学校長に届出又は許可申請を行う必要がある者は、平成25年1月10日（木）から1月23日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の間に手続を完了すること。

(5) 中学校長の手続

ア 中学校長は、志願者が作成した出願書類の記載事項に誤りのないことを確かめた上、所要事項の記入を行い、その他必要書類を作成し、次の表によって提出すること。ただし、①、②及び④の書類をやむを得ない理由により郵送する場合は、平成25年2月21日（木）から2月25日（月）までの消印のあるものに限り有効とする。

また、郵送による場合は、電話で(3)に規定する高等学校長に、志願者氏名、志望課程・学科その他必要な事項を連絡の上、学力検査受検票等の返信用として、あて先を記入し書留速達送付分の切手を貼った封筒を同封し、書留速達により提出すること。

提出書類	提出先	受付期間	摘要
① 入学願書（様式Aの1のア・イ） 学力検査受検願（様式Aの2） 写真票（様式Aの3） 報告書（様式Cの1・2）	(3)に規定する高等学校長	平成25年 2月25日（月） 26日（火） 27日（水）	志願者ごとに1通を左記受付期間に提出すること。
② 入学願書の提出について（様式B）	同上	同上	全日制、定時制の課程別に1通を左記受付期間に提出すること。

<p>③ 学力検査受検に関する特別措置願（様式F）</p>	<p>同 上</p>	<p>平成25年 1月28日（月） ～ 1月31日（木）</p>	<p>志願者から申出のあった場合、2通を左記受付期間に左記提出先に提出して許可を受け、その許可書を学力検査受検願及び写真票に添えて指定された受検校に平成25年2月25日（月）、2月26日（火）又は2月27日（水）の期日に提出すること。なお、入学願書、入学願書の提出について及び報告書は、左記提出先に提出すること。</p>
<p>④ 確約書（様式G）</p>	<p>同 上</p>	<p>平成25年 2月25日（月） 26日（火） 27日（水）</p>	<p>入学願書の「上記高等学校以外入学を志願しません。」欄に○印を記入した志願者についてのみ、1通を左記受付期間に提出すること。</p>

イ 中学校長は、出願を予定する者のうち障害のあるもので、学力検査実施上配慮を必要とすると考えられる場合においては、アの表の③に規定するものを除き、(3)に規定する高等学校長にあらかじめ申し出ること。

ウ 中学校長は、出願を予定する外国人生徒のうち平成22年2月1日以降に来日し外国での在学期間が継続して1年以上の者で、学力検査実施上配慮を必要とすると考えられる場合においては、アの表の③に規定するものを除き、(3)に規定する高等学校長にあらかじめ申し出ること。

(6) 高等学校長の処理

ア 高等学校長は、提出された書類を審査の上受け付け、学力検査受検願に付いている受検票に所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

イ 高等学校長は、(5)イ及びウに基づき申出があった場合は、当該高等学校を所管する教育委員会と協議すること。

(7) 提出書類記入上の注意

ア 各提出書類の記入は、横書きとし、数字は算用数字を使用すること。ただし、普通科の類の表記については、ローマ数字を使用し、「第Ⅰ類、第Ⅱ類、第Ⅲ類」の表記によること。


イ 各欄については、特に別の定めがない限り、次の要領によって記入し、空欄を作らないこと。

(ア) 該当する事項がある場合は、必ず記入すること。

(イ) 該当する事項がない場合は、「なし」と記入すること。

(ウ) 記載の事項のいずれかを選ぶ場合は、該当事項を○で囲むこと。

(エ) ※欄は、志願者、中学校では記入しないこと。

(オ) ※欄以外で記入の必要のない欄は、斜線（）で抹消すること。

ウ 入学願書について

(ア) 「志望」欄については、別表2を参考にして、府通学区域規則及び市通学区域規則によって定められた就学できる高等学校名、課程名、学科名、類名、類型名及び系統等名を記入すること（分校への入学を志望する者は、「学校名」欄に分校名まで記入すること。）。

(イ) 総合選抜を行う京都市北通学圏及び京都市南通学圏の普通科第Ⅰ類を志望する者は、次の要領によること。

- a 「学校名」欄に入学を希望する高等学校名を記入すること。特に入学を希望する高等学校がない場合は、この欄を斜線で抹消すること。
 - b 第1志望の「学校名」欄に記入した高等学校以外の高等学校には入学を志願しない者は、「上記高等学校以外入学を志願しません。」欄に○印を記入し、「第2志望」欄の全部を斜線で抹消の上、確約書（様式G）を提出すること。それ以外の者は「上記高等学校以外入学を志願しません。」欄を斜線で抹消すること。
 - c 11により入学希望書等を提出する者は、「特別活動・部活動に関連する入学希望の有無」欄に○印を記入すること。それ以外の者は、「特別活動・部活動に関連する入学希望の有無」欄を斜線で抹消すること。
 - d 「保護者の住所の存する通学圏」欄は、保護者の住所の存する通学圏を○で囲むこと。
 なお、10に規定する手続により、住所の届出を行った者は届け出た住所に基づき、許可申請を行い、許可を受けた者は交付された許可書の住所に基づいて記入すること。
 - e 保護者の住所に最寄りの停留所・駅のコード番号及び停留所・駅名を別表1により記入すること。
 なお、10に規定する手続により、住所の届出を行った者は届け出た住所に基づき、許可申請を行い、許可を受けた者は交付された許可書の住所に基づいて記入すること。
- (ウ) 「志望」欄は第2志望までの記入を認める。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。
 なお、第2志望がない場合は、「第2志望」欄の全部を斜線で抹消すること。
- a 全日制と定時制にまたがる場合
 - b 同一学科(全日制の普通科においては同一類・類型)で2校にまたがって志望する場合
 - c 普通科第Ⅰ類、第Ⅱ類、第Ⅲ類若しくは普通科総合選択制又は単位制による課程の普通科を第1志望とし、第Ⅱ類若しくは第Ⅲ類又は単位制による課程の普通科を第2志望とする場合
 - d 山城通学圏の普通科をまたがって志望する場合
 - e 口丹、中丹又は丹後通学圏の普通科(普通科総合選択制を除く。)をまたがって志望する場合
- (エ) 「第2志望」欄に普通科及び総合学科以外の学科(以下「専門学科」という。)を記入する場合は、次に掲げる場合を除き、同一校(同一分校)に設置されている専門学科に限り2学科(2系統)記入できるものとする。その際、左側に記入した学科を第1順位とする。
- a 京都府立京都すばる高等学校「会計科、企画科又はビジネス探求科」と「情報科学科」
 - b 京都府立木津高等学校「システム園芸科」と「情報企画科」
 - c 京都府立京都八幡高等学校(南)「介護福祉科」と「人間科学科」
 - d 京都府立北桑田高等学校(美山)「農業科」と「家政科」
 - e 京都府立福知山高等学校(三和)「農業科」と「家政科」
 - f 京都府立峰山高等学校(弥栄)「農園芸科」と「家政科」
- (オ) 京都市北通学圏及び京都市南通学圏の普通科第Ⅱ類を「第1志望」欄に記入する者は、次の要領によること。
- a 同一校に設置されている類型を除き、2類型記入できるものとする。その際、左側に記入した類型を第1順位とする。
 - b 「保護者の住所の存する通学圏」欄は、保護者の住所の存する通学圏を○で囲むこと。
 なお、10に規定する手続により、住所の届出を行った者は届け出た住所に基づき、許可申請を行い、許可を受けた者は交付された許可書の住所に基づいて記入すること。
- (カ) 保護者の住所が山城通学圏にある志願者が全日制普通科を第1志望とする場合は、第1志望として志願先を第2順位まで記入できるものとする。
- (キ) 保護者の住所が口丹、中丹又は丹後通学圏にある志願者が全日制普通科(普通科総合選択制

及び単位制による課程の普通科を除く。)を第1志望とする場合は、第1志望として志願先を第2順位まで記入できるものとする。

(ク) 願書受付後における志望の変更は認められない。

エ 報告書(様式Cの1)について

(ア) 指導要録に基づいて、生徒の発達程度の判定に資するように作成すること。

なお、第3学年については、過年度卒業者を除き、平成25年2月10日現在の記録を記入すること。

(イ) 「学歴」欄には、中学校名を明記し、卒業見込み又は卒業について、該当するものを○で囲むこと。

(ウ) 「学習の記録」欄は、指導要録の内容に基づき、次の要領によって記入すること。ただし、平成19年3月以前の卒業者については、記入を要しない。

a 「観点別学習状況」は、第3学年の各必修教科について、文部科学省初等中等教育局長通知(平成22年5月11日付け22文科初第1号)に基づき、各中学校の指導要録に記載された観点ごとに、A・B・Cの記号を記入すること。

なお、平成24年3月以前の過年度卒業者については、文部科学省初等中等教育局長通知(平成13年4月27日付け13文科初第193号)に基づき、各中学校の指導要録に記載された観点ごとに、A・B・Cの記号を記入すること。

b 「必修教科」の評定は、第1学年、第2学年及び第3学年についてすべて「目標に準拠した評価(いわゆる絶対評価)」による5段階評価によって5・4・3・2・1(5を上位とする。)の評定点を使用すること。

なお、特別支援学級及び特別支援学校に在籍する知的障害のある生徒等については、別に定める。

c 「選択教科」は、当該生徒が第1学年又は第2学年で履修した教科名、学年及び3段階の評定A・B・Cの記号を記入すること。第3学年については、各中学校において選択教科を実施した場合は、当該生徒が履修した教科名、学年を記入し、評定については第1学年又は第2学年での評定A・B・Cに準じた3段階の記号を記入すること。

なお、平成24年3月以前の過年度卒業者の第3学年については、当該生徒が履修した教科名、学年及び3段階の評定A・B・Cの記号を記入すること。

d 「総合的な学習の時間」は、学習活動及び指導の目標や内容に基づいて各中学校が定めた評価の観点の踏まえ、生徒の学習状況における顕著な事項等に関して記入すること。

(エ) 「行動の記録」欄は、第1学年、第2学年及び第3学年について掲げられた各項目の趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合に○印を記入し、そうでない場合は何も記入しないこと。「項目」について各中学校で付加している項目があれば空欄に記入すること。ただし、平成19年3月以前の卒業者については、記入を要しない。

(オ) 「特別活動等の記録」欄は、次の要領によって記入すること。ただし、平成19年3月以前の卒業者については、記入を要しない。

a 「I 特別活動の状況」は、第1学年及び第2学年について内容ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合は、○印を記入し、そうでない場合は斜線を記入すること。第3学年については、各中学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点に照らして各活動・学校行事ごとに十分満足できる活動の状況にあると判断される場合は、○印を記入し、そうでない場合は斜線を記入すること。

なお、平成24年3月以前の過年度卒業者の第3学年については、内容ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合は、○印を記入し、そうでない場合は斜線を記入すること。

b 「II 特記事項」は、3年間の特別活動における活動状況、部活動の状況、生徒の特技等、

学校の内外における奉仕活動及び表彰を受けた行為や活動等について顕著なものを記入すること。

(カ) 「出欠の記録」欄の「備考」は、年間20日以上欠席のある者について、その主な理由を学年ごとに記入すること。ただし、平成19年3月以前の卒業者については、「出欠の記録」欄の記入を要しない。

オ 報告書【運動実績の記録】（様式Cの2）について

(ア) 学校外のチーム等に所属して活動している場合は、「所属運動部（種目）名」欄に所属チーム名及び活動種目名を記入すること。

(イ) 「ポジション、部内での役職等」欄には、短距離、アタッカー等又はキャプテン、副キャプテン等を記入すること。

(ウ) 「大会区分」欄には、大会区分ごとに、その学年で一番良い実績を一つだけ記入すること。記入内容は大会名及び成績順位（記録）のみとし、個人・団体の別は明確に記入すること。

(エ) 「その他・所見」欄には、他の実績（国際親善試合、選抜合宿参加、武道の段位等）又は志願者本人の運動実績に関する所見を記入すること。

5 学力検査等

(1) 学力検査は、京都府教育委員会と京都市教育委員会が相互に協力して、志願者全員に対し、高等学校において、一斉に実施するものとする。

(2) 学力検査問題の出題範囲は、中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号及び平成10年文部科学省告示第176号）及び平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件（平成20年文部科学省告示第99号）に基づくものとする。

(3) 定時制において、高等学校長が必要とする場合、所管する教育委員会の承認を受けて面接を実施することができるものとする。面接の内容は、当該高等学校を所管する教育委員会と協議の上、高等学校長が定める。

なお、面接を実施する学校は別途定める。

(4) 実施期日、教科及び時間割

平成25年3月6日（水）		
時 間		検 査 教 科
第 1 時 限	9：30～10：10	（検査1）国 語
第 2 時 限	10：30～11：10	（検査2）社 会
第 3 時 限	11：30～12：10	（検査3）数 学
第 4 時 限	13：05～13：45	（検査4）理 科
第 5 時 限	14：05～14：35	（検査5）英 語 （筆記）
	14：45～14：55	（リスニング）

面接を行う場合は、第5時限終了後に実施する。

豪雪・事故その他特別な事情により上記の時間に実施することが困難な場合は、検査実施校の高等学校長は、教育委員会の指示を受けて検査の開始及び終了の時刻を変更することができる。

(5) 検査場 願書提出先高等学校

(6) 受検に関する注意事項

ア 検査開始前、検査場の高等学校長の指定した時刻に検査場に集合して、注意事項の説明を受けること。

イ 受検票、弁当及び筆記用具（鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴム及び鉛筆削り）を忘れないこと。その他検査場の状況によって特に必要なものは、当該高等学校長が別に指示する。

なお、筆記用具は、公式や法則等の記入のないものとする。

また、計算機能や翻訳機能のある時計等の機器及び文具類並びに携帯電話等の持込は禁止する。
ウ 答案用紙には、受付番号を記入し、氏名は記入しないこと。受付番号は、算用数字で正確に記入すること。

エ 受検中不正行為のあった者は、退場を命じられ、その後の検査は受けられない。

オ このほか、学力検査についての必要な事項は、高等学校長及び中学校長に通知する。

(7) やむを得ない理由による欠席者の措置

学力検査当日やむを得ない理由によって欠席した者で、平成25年3月6日(水)(検査当日)午後4時まで、追検査受検願(様式H)に理由を証明する書類を添えて、検査場の高等学校長に届けた者は、追検査(平成25年3月11日(月))を受検することができる。

(8) 学力検査受検に関する特別措置の該当者については、受検校の高等学校長は、「様式F」の許可連絡票に学力検査の成績を記入して、平成25年3月11日(月)までに1通を4(3)に規定する高等学校長へ送付すること。

この連絡票の送付を受けた4(3)に規定する高等学校長は、他の志願者と同様に選抜を行うこと。

6 入学者の選抜

(1) 高等学校長は、中学校長から送付された報告書、選抜のための学力検査の成績及び面接の結果(実施校のみ。以下同じ。)を資料として、次のア～オにより選抜を行い、合格者を決定するものとする。

ア 報告書の第1学年、第2学年及び第3学年における必修教科の評定を合計する。その際、「音楽」、「美術」、「保健体育」及び「技術・家庭」の評定は、2倍する。

イ 学力検査の配点は、各教科40点とし、それぞれの得点の合計値を求める。

ウ ア及びイの値をそれぞれ高得点順に並べ、その順位が双方ともに募集人員の数以内に位置する者について、報告書の必修教科の評定以外の記載内容及び面接の結果を資料として総合的に判断し、合格者を決定する。

エ ウによって合格者とならなかった者の中から、報告書の記載内容、学力検査の成績及び面接の結果を資料として総合的に判断し、合格者を決定する。

オ 受検者数が募集人員を超えない場合は、ウによらずエにより、合格者を決定する。

(2) 山城、口丹、中丹及び丹後通学圏の全日制普通科第1志望の各順位の希望の扱いについては、次のとおりとする。

ア 第1志望第1順位希望者の中から募集人員の85パーセント以内の合格者を決定する。

イ アにおいて合格とならなかった者で、第1志望第1順位と第1志望第2順位の希望者を合わせて合格者の決定を行う。第1順位及び第2順位ともに合格範囲となる者は、第1順位校の合格者とする。

(3) 高等学校長は、選抜のため、健康診断の必要があつて、これを実施しようとする場合は、当該高等学校を所管する教育委員会の承認を受けなければならない。

(4) 高等学校長は、入学が適当と認められる者の数が募集定員と異なる場合には、当該高等学校を所管する教育委員会と協議の上、合格者を決定するものとする。

7 総合選抜制における合格者及び入学校の決定について

総合選抜を行う京都市北通学圏及び京都市南通学圏の普通科第I類を志望する者については、次の方法により合格者及び入学校の決定を行う。

なお、普通科第I類の選抜については、第I類を第1志望とする者及び第II類、第III類、普通科総合選抜制及び単位制による全日制課程の普通科を第1志望とし合格とならなかった者で、第I類を第2志望とする者を合わせて合格者の決定を行う。

(1) 通学圏別に、当該通学圏内高等学校の普通科第I類募集定員から特色選抜、海外勤務者帰国子女

- 特別入学者選抜、中国帰国孤児子女特別入学者選抜及び長期欠席者特別入学者選抜の合格内定者数並びに普通科第Ⅰ類募集定員の20パーセントの人数を減じた人数を選抜し、第1次合格者とする。
- (2) 両通学圏の第1次合格者のうち、11により特別活動及び部活動に関連する入学希望書等を提出した者(保護者の住所の存する通学圏と異なる通学圏に存する高等学校への希望を含む。)について、志願者の希望に基づき、各高等学校の普通科第Ⅰ類の募集定員の20パーセントの範囲内で、当該高等学校への入学予定者を決定する。
- (3) 通学圏別に、普通科第Ⅰ類の募集定員までの残りの人数を選抜し、第2次合格者とする。
- (4) (2)により普通科第Ⅰ類の募集定員の20パーセントの範囲内まで入学予定者が決定していない高等学校がある場合、第2次合格者のうち、11により特別活動及び部活動に関連する入学希望書等を提出した者(保護者の住所の存する通学圏に存する高等学校を希望するものに限る。)について、志願者の希望に基づき、各高等学校の普通科第Ⅰ類の募集定員の20パーセントの範囲内で、当該高等学校への入学予定者を決定する。
- (5) (2)及び(4)により入学校が決定しなかった者については、通学圏別に次の手順による。
- ア 4(7)ウ(イ)により願書に記載された最寄りの停留所・駅に基づき、地理的条件を考慮してそれぞれの高等学校への入学予定者を決定する。
- イ アによる入学予定者について、願書に記載された相互の希望に基づき、入学予定先となった高等学校間の調整を行う。

8 合格者の発表(全日制・定時制共通)

合格者の発表は、平成25年3月18日(月)午前9時から午後0時30分までの間、願書提出先高等学校において、受付番号で発表するものとする。

9 学力検査(追検査を含む。)得点の開示について(全日制・定時制共通)

京都府個人情報保護条例に基づく簡易開示制度及び京都市立高等学校における学力検査得点の簡易開示に関する取扱要綱により、学力検査(追検査を含む。)得点の開示を行う。

- (1) 開示請求できる者
学力検査(追検査を含む。)受検者本人に限る。
- (2) 開示の内容
学力検査(追検査を含む。)における各教科別得点及び合計点
- (3) 開示の期間
平成25年3月18日(月)から平成25年4月17日(水)(日曜日、土曜日及び祝日を除く。また、第2次募集を行う高等学校については、第2次募集学力検査当日(平成25年3月25日(月))を除く。)
- (4) 開示の時間
- | | |
|-----------------|--------------------|
| 全日制・定時制(昼間) | 午前9時から午後4時まで |
| 定時制(夜間)京都市立高等学校 | 午後1時30分から午後7時30分まで |
| 定時制(夜間)京都市立高等学校 | 午後2時から午後8時まで |
- (5) 開示の場所
学力検査(追検査を含む。)を受検した高等学校
(総合選抜や第2志望の関係で、合格校と異なる場合がある。)
- (6) 開示請求の方法
開示の場所において、学力検査受検票及び中学校又は高等学校の生徒手帳等本人であることの確認ができる書類を提示すること。
- (7) その他
電話、はがき等による請求では開示できない。